

第22期
第35回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和5年4月25日(火) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 報告第 58号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4 議案第159号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5 議案第160号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6 議案第161号	農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第162号	白鷹農業振興地域整備計画の変更について
日程第8 議案第163号	令和5年度最適化活動の目標の修正について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第35回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、2番 新野清委員 5番 鈴木政司委員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第58号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第58号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

賃貸人 ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○-○
地 目 畑
地 積 1, 438㎡ 他5筆
契約期間 平成28年2月27日～令和7年12月31日
解約日 令和5年3月15日
解約の事由 相手方の要望
他5件
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第159号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

議案第159号「農地法第3条の規定による許可について」農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字○○○○○○○番地○ ○○○ ○○
譲渡人 白鷹町大字○○○○○○○番地の○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○○○

地番	〇〇〇〇番地
地目	畑
地積	328㎡
経営面積	328㎡
契約の種類等	売買による所有権の移転
対価(10aあたり)	〇〇〇〇〇円
	他1件
	説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、4番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議 長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

4月19日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、自ら所有はしていませんが、親族から耕運機2台、草刈機2台を借用して耕作します。労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人及び妻が12年の経験があり、問題ないと思われま

す。新規取得につき遊休農地はございません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。2番案件について、3番 伊勢亀崇男委員よりお願いいたします。

伊勢亀崇男委員 はい、議長。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

4月17日、わたくしと、安彦強 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、自ら所有はしていませんが、親族からトラクター1台、軽トラック1台を借用して耕作します。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が3年の経験があり、問題ないと思われま。

新規取得につき遊休農地はございません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について許可することに決しました。

日程第5 議案第160号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第160号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 譲 受 人 長井市〇〇〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇

譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇
〇〇〇番地-〇〇
地目 田
地積 3 3 3 m²
契約の種類等 売買による所有権の移転
転用目的 一般住宅
他1件
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 最初に1番案件について調査のご報告をいたします。

4月14日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

続いて2番案件について調査のご報告をいたします。

4月14日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。
遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。
併用地はありません。
面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。
単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。
周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第6 議案第161号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、本案件は、議事参与の制限に該当する案件がありますので、4回に分けて審議いたします。

はじめに、議事参与の制限に該当する1番案件及び60番案件について審議を行います。ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、10番 村上浩康委員の退室を求めます。

(村上委員 退室)

1番案件及び60番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部 事務局長 補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第161号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和5年度 第1回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和5年4月26日。

【所有権移転】

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地				
			〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
	譲渡人	長井市〇〇〇〇〇〇番地				〇〇 〇〇
		長井市〇〇〇〇〇番〇〇-〇〇号				〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇
地	目	田
地	積	502㎡
契約の種類等		売買による所有権の移転
土地引渡時期		令和5年4月28日
対価(10a当り)		〇〇〇〇〇〇円

【新規 転貸】

番号60

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地				
			〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇
	譲渡人	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
					〇〇〇	〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇-〇
地	目	田
地	積	271㎡ 他4
契約の種類等		賃貸借権の設定(10年)
貸借期間		令和5年4月26日～令和15年11月30日
土地引渡時期		令和5年4月28日

対価(10a当り)

〇〇〇〇〇円

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び60番案件について計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、提案のとおり、第1回白鷹町農用地利用集積計画のうち1番案件及び60番案件について決定いたしました。

ここで、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(村上委員 入室)

引き続き、「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

次に、議事参与の制限に該当する21番案件について審議を行います。ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、9番 丸川正博委員の退室を求めます。

(丸川委員 退室)

21番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第161号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和5年度 第1回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和5年4月26日。

引き続き、「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

次に、2番案件から20番案件、22番案件から56番案件、58番案件及び59番案件、61番案件から81番案件について、会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第161号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和5年度 第1回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和5年4月26日。

【新規】

番号2

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇-〇
地 目 畑
地 積 145㎡ 他7筆
契約の種類等 使用貸借権の設定(10年)
貸借期間 令和5年4月26日～令和15年4月25日
土地引渡時期 令和5年4月26日
他33件

【新規転貸】

番号47

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地の〇 〇〇〇 〇〇
譲渡人 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇-〇
地 目 田
地 積 1, 677㎡ 他1筆
契約の種類等 賃貸借権の設定(10年)
貸借期間 令和5年4月26日～令和15年11月30日
土地引渡時期 令和5年4月26日
対価(10a当り) 〇〇〇〇円
他15件

【再設定】

番号65

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 542㎡ 他1筆
契約の種類等 賃貸借権の設定(10年)
貸借期間 令和5年4月26日～令和15年4月25日
土地引渡時期 令和5年4月26日
対価(10a当り) 〇〇〇〇円
他16件
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。2番案件から20番案件、22番案件から56番案件、58番案件及び59番案件、61番案件から81番案件について計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、提案のとおり、第1回白鷹町農用地利用集積計画のうち2番案件から20番案件、22番案件から56番案件、58番案件及び59番案件、61番案件から81番案件について決定いたしました。

日程第7 議案第162号「白鷹町農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第162号「白鷹町農業振興地域整備計画の変更について」白鷹農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求める。

1. 農用地区域変更の内容

区 分	農用地区域除外
田	0 m ²
畑	1 6 3 m ²
計	1 6 3 m ²

2. 農用地区域除外の内訳

番号1

所 在	大字〇〇〇〇〇〇
地 番	〇〇〇-〇
地 積	1 6 3 m ²

登記地目 畑

現況地目 畑

除外する具体的理由 隣接する貸資材置場が手狭になってきたことから増設するため。
説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。本件について、提案のとおり変更するに「異議なし」と意見決定するに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本件については、変更するに「異議なし」、と意見決定いたしました。

日程第8 議案第163号「令和5年度最適化活動の目標の修正について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第163号「令和5年度最適化活動の目標の修正について」、令和5年度最適化活動の目標を次のとおり修正する。別紙のとおり。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり、決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第35回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第35回白鷹町農業委員会
総会の議事録に署名いたします。

令和5年4月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____